

## 《春日部駅・八木崎駅周辺地区 生活関連経路 STEP2》

連立事業実施後の将来の姿に対して実施するバリアフリー（STEP2）では、STEP1で設定した生活関連経路に、連立事業に合わせて整備される経路やそれにより連続性が高まる経路を新たに生活関連経路として追加します。

追加される経路は、以下に示すとおりです。

## ■ 連立事業に合わせて設定される生活関連経路

経路番号	路線名	主たる目的地	歩道の有無	延長	管理者
32	駅横断道	春日部駅東口、春日部駅西口	有	190m	市
33	3・4・8 袋陣屋線 (県道2号大宮春日部線)	春日部子育て支援センター、 春日部第2児童センター 「ゲーカすかべ」	有	240m	県
34	3・4・8 袋陣屋線 (県道2号大宮春日部線)	春日部子育て支援センター、 春日部第2児童センター 「ゲーカすかべ」	有	280m	県
35	3・4・8 袋陣屋線 (県道2号大宮春日部線)	春日部子育て支援センター、 春日部第2児童センター 「ゲーカすかべ」	有	100m	県
36	市道5-321号線、 市道2-42号線	春日部子育て支援センター、 春日部第2児童センター 「ゲーカすかべ」	無	60m	市
37	3・4・9 中央通り線	春日部子育て支援センター、 春日部第2児童センター 「ゲーカすかべ」	有	290m	市
38	3・4・31 春日部駅東西連絡道路	教育センター	有	210m	市
39	7・6・1 古利根川右岸線	中央図書館、市民文化会館	有	450m	市
40	市道5-76号線	中央図書館、市民文化会館	無	210m	市

※ 次頁に示す連立事業により新たに整備される側道等（桃色の経路）については、災害時の避難路や育児者のベビーカー利用を想定した歩行者優先の道路整備を進めます。













## 4. 心のバリアフリー

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要になります。

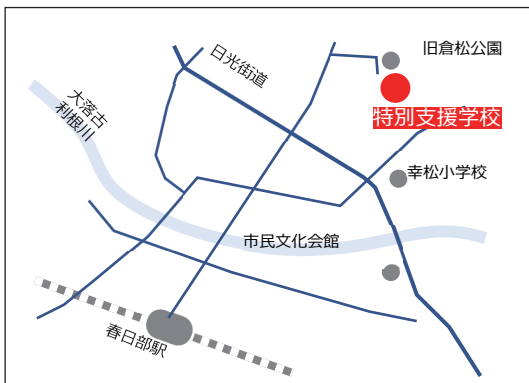
このため、市民が障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、各種の啓発・広報活動及びさまざまな機会を活用した幅広い教育活動等の推進を検討します。

例えば、春日部駅から約1.5km北側にある、知的障がい者を対象とした埼玉県立春日部特別支援学校について広く周知し、市民が障がい者に関する正しい知識を得るきっかけとすることなどが考えられます。

その他、市民が視覚障がい者や車椅子の利用を模擬体験したり、道路や公園、建物等の管理者自身もそのような体験をすることで、まちのバリアを体で感じ、理解する場を設けることなどが考えられます。

■ 図34 | 埼玉県立春日部特別支援学校の概要

### ■ 学校の位置



### ■ 学校教育目標

- すすんで向かい、みんなと学ぶ
- 豊かな心と健やかな身体
- 社会とともに確かな自立

出典 | 埼玉県立春日部特別支援学校の概要 HP

### ■ 生徒数 (2019年(令和元年)5月1日現在)

	小学部	中学部	高等部
生徒数	113人	65人	173人

出典 | 埼玉の特別支援教育 (2019年度(令和元年度))

■ 図35 | 心のバリアフリーに関する具体的な事例

### バリアフリーの広報紙による啓発



出典 | 福岡市 HP

### 茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバルへの参加



出典 | 茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバル市民部会連携に係る提案

### バリアフリーの模擬体験 (視覚障がい者疑似・介助体験)



出典 | 関東運輸局のバリアフリーの取組について



## 5. 行為の届出等に関する事項

バリアフリー法第24条の6では、「公共交通事業者等又は道路管理者は、旅客施設の建設又は道路の新設等であって、政令で定めるものをしようとする場合は、市町村に事前に届け出なければならない」とされています。

この届出が必要な範囲は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下、「政令」といいます。)第25条で以下のとおり定められており、春日部駅・八木崎駅周辺地区では、春日部駅、八木崎駅及び駅前広場が対象となります。

なお、届出対象とする具体的な部分については、施設設置管理者と十分な調整を図りながら設定していきます。

### 《届出制度の基本的な流れ》

- 旅客施設と道路の境目等において改修(構造の変更)等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市町村に届出
- 支障があると認めるときは、市町村は行為の変更等の必要な措置を要請できる

### 《届出対象の範囲》

- 旅客施設:生活関連施設である旅客施設(以下、「生活関連旅客施設」という)のうち、下記の範囲

#### 【政令第25条第1号】

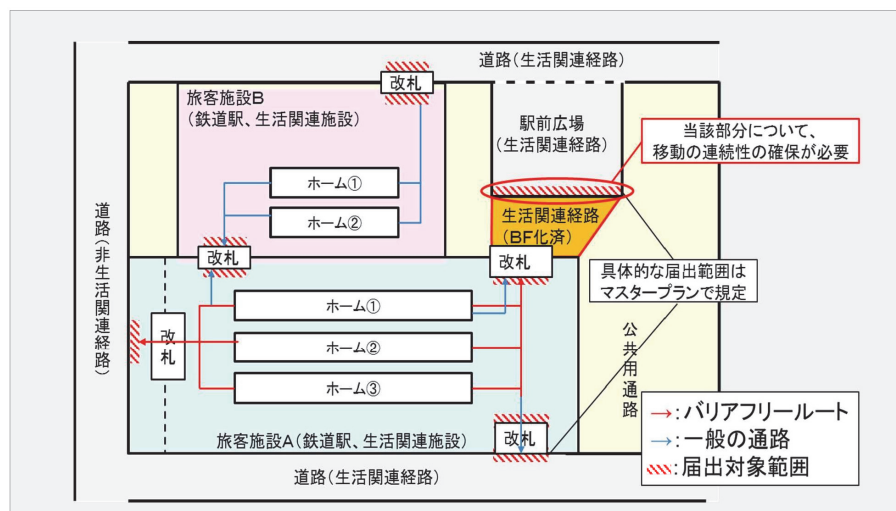
- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- ・バリアフリールートとの出入口

- 道路:生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

#### 【政令第25条第2号】

- ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設の出入口と接する部分において市町村が指定する部分

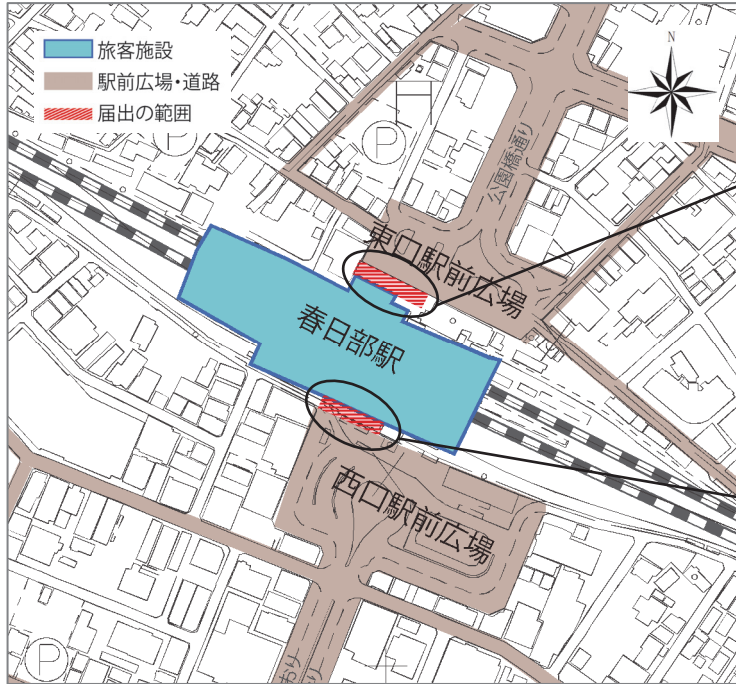
■ 図36 | 届出対象のイメージ



出典 | 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン2019年(平成31年)3月  
(国土交通省総合政策局安心生活政策課)



■ 図37 | 春日部駅の届出対象の範囲

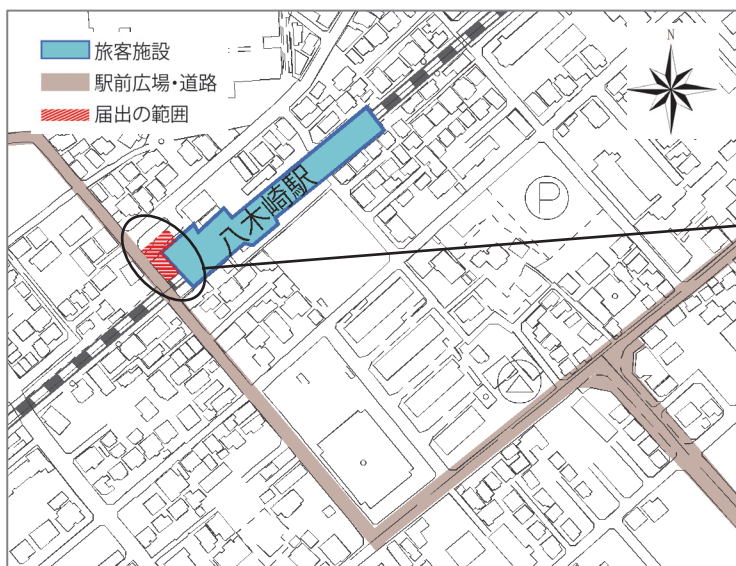


春日部駅 東口



春日部駅 西口

■ 図38 | 八木崎駅の届出対象の範囲



八木崎駅



## 6. 情報のバリアフリー（バリアフリーマップの作成）

春日部駅・八木崎駅周辺地区の施設には、既にバリアフリー設備が設置されている場合もありますが、高齢者、障がい者等にとって必要な情報が得にくく、どの施設にどんなバリアフリー設備が備わっているのか分かりにくい状況です。

このため、多目的トイレの場所や、駅や施設のバリアフリー化の状況をまとめたバリアフリーマップを作成し、高齢者、障がい者、外国人来訪者など、様々な人が外出前や外出先で必要な情報を簡単に入手できるようにします。

また、今後導入を検討しているEVバス等の次世代公共交通についても、運行ルートや運行情報などの情報のバリアフリー化に努めていきます。

作成にあたっては、誰もが必要な情報が得られるよう、マップの表示内容や表示方法等について、高齢者、障がい者等及び施設設置管理者等を含めた関係者と十分な調整を図りながら作成していきます。一部を地域ポータルサイト(かすかべオラナビ)に反映することも検討していきます。

また、施設管理者は、日常的に利用勝手のよくない場所に関する住民の情報を収集して対処し、改善内容を周知するなどの取組を進めていくこと等が考えられます。

なお、バリアフリーマップは、連立事業及び都市計画道路の完成時に開催する「まちびらき」を目標に整備を進めていきます。